

商標の類否について

例：LEC ≡ レック

→ 外観、称呼、観念の
いづれかにおいて相分わ
しい場合に類似と判断
される。上記事案においては、
少なくとも、称呼において
相分わしいと言えるので、
称呼類似と判断される。

テーブルコード

--	--	--

例： みずほ銀行 \doteq みずほ

→ 商標「みずほ銀行」のうち、
「銀行」は識別力がかたいため
要部ではなく、「みずほ」が
要部となる。これは、両商標
は「みずほ」で共通するため、
要部が

外観、呼び、視念において
相違なく、類似と判断
される。

例： みずほ銀行 \neq 銀行

→ 両商標とも「銀行」で共通だが、
「銀行」は、自他商品等識別力を
有しないので、類否判断要素となら
ない。そこで、「みずほ」の有無で
考え、その相違は大きいので、非類似である。

テーブルコード

--	--	--

商品・役務の類否について

(商標「LEC」、国家資格取得) と
講座の提供

(商標「LEC」、ボールペン) は、

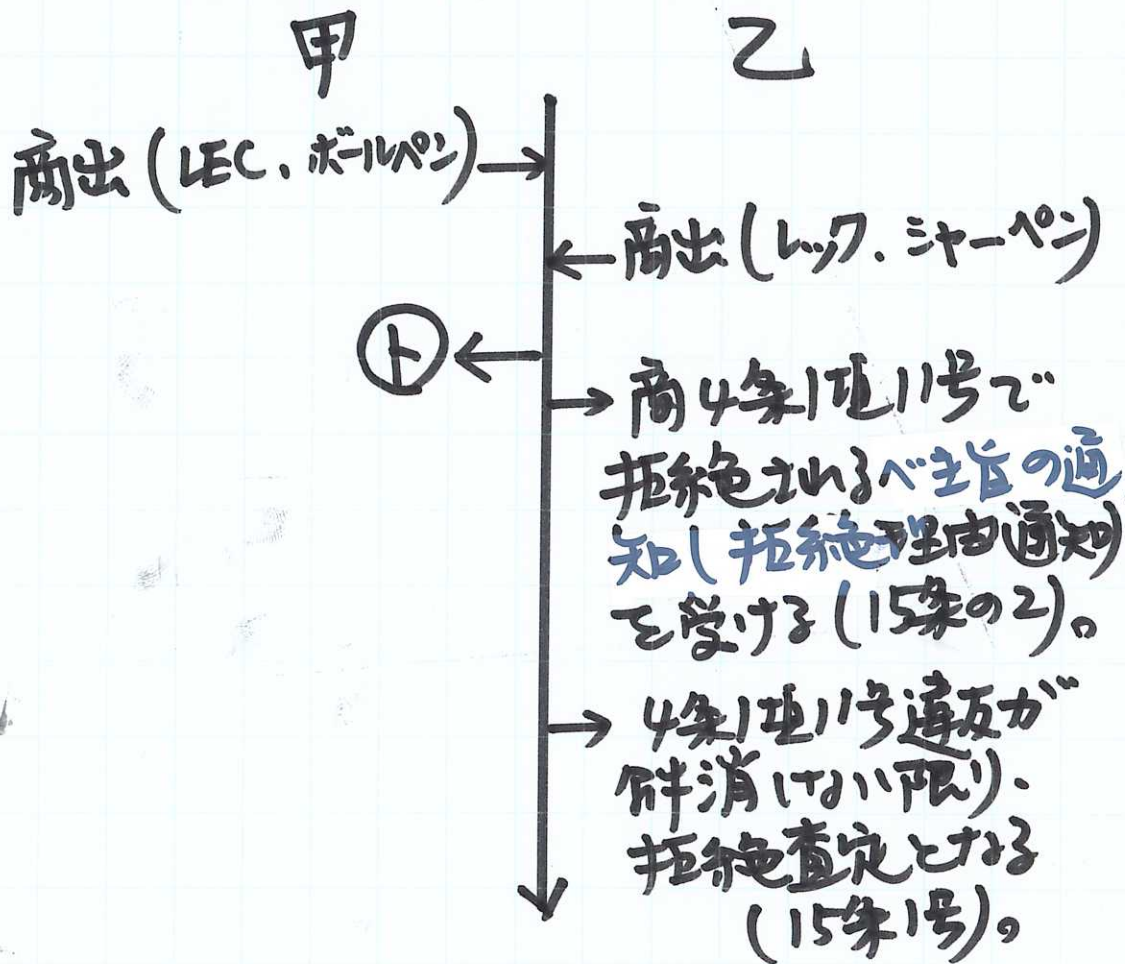
商標は同一だが、商品等は非類似
なので、全体として非類似関係となる。

商標 商品・役務	同一	類似	非類似
同一	同一関係	類似関係	非類似関係
類似	類似関係	類似関係	非類似関係
非類似	非類似関係	非類似関係	非類似関係

テーブルコード

--	--	--

商標・商品等の類否が問題となる場面



テープコード

--	--	--

商標権者 甲

乙

① (LEC. ボールペン) →



← 権原なく.

① (LEC. ボールペン)

② (ミック. ボールペン)

③ (LEC. コーヒー飲料)

を使用している。

①②③の各行為は、
甲の商標権の侵害と
なるか？

(Ans)

- ①は、専用権侵害となる (25条)。
- ②は、禁止権侵害となる (37条1号)。
- ③は、非類似関係にあるので、非侵害となる。

テーブルコード

--	--	--

商標の類否に関する最高裁判例

① 最判平成43.2.27「冰山印事件」

「しゅうじん」vs「冰山印」
 (引用登録商標) (本件商標)

→ 称呼が比較的近似するが、外観及び
 観念が著しく相違するので、両者は
 非類似であり、商4条1項11号は
 適用されない。

② 最判平成4.9.22「大森林事件」

原告商標「大森林」vs 被告商標「木林森」
 (原告人) (被告)
 井井井
 木林森

→ 外観、観念、称呼において個別적으로는類似し
 ない商標である。具体的な取引状況
 いかんにおいては類似する場合がある。

→ 禁止権侵害(37条1号)となりうるが、
 差止請求可(36条1項)。

テーブルコード

--	--	--

③ 最判H5.9.10「SEIKO EYE事件」

「SEIKO EYE」 vs 「eye」
(審決引用商標) vs miyuki
(本願商標)

→ 特許庁及び高裁も「EYE (eye)」
 が共通のいさじに(称呼及び概念が
 同一とあり)。4①11で本願商標を
 拒絶した。

→ 最高裁では、「SEIKOの部分」
 取引者・需要者に対し出所識別標
 識として強く支離した印象を与え
 たら。SEIKO EYE全体もしくはSEIKO
 の部分としてのみ称呼、概念が生じ
 ない。商標非類似(4①11の適用
 を否定)とした。

④ 最判H20.9.8「つづみのおひな、こや事件」

「つづみ」「是」 vs 「つづみのおひな、こや」
(引用商標) vs (本件商標)

→ 「つづみのおひな、こや」は一連一体の商標
 である。「つづみ」の部分だけを切り出し
 類否判断を行なうべきではない。非類似
 と判断した。(4①11の適用を否定)

テーブルコード

--	--	--

⑤ 最判 36.6.27 「橋正宗事件」

→ 「清酒」 ≡ 「焼酎」

(商品類似)

商標権の効力	独占的効力	排他的効力
専用権(25条)の効力	○	○
禁止権(37条1号)の効力	—	○

- ・ 独占的効力 … 積極的に使用できる効力
- ・ 排他的効力 … 他人の使用を排除する効力

テーブルコード

--	--	--

- 8 - L.P.